

根室市水産資源増大創造支援補助金交付要綱

令和3年2月26日訓令第8号

(通則)

第1条 根室市水産資源増大創造支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、根室市補助金等交付規則（昭和50年根室市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、根室市内の漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）等が行う、将来的な根室市の水産資源の増大及び収益性の確保を図ることを目的とした、操業・生産体制への転換・実用に向けた、新たな活路を見出すための「試験的な取り組み」に対して側面的な支援を行うものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる事業主体は、漁業協同組合、漁業協同組合が連携して組織する団体及び市長が認める公共的団体（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助の対象となる事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、第2条に規定する目的を達成するための事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 用船料等（減価償却費、金利、損害保険料、固定資産税、修繕費、消耗品費、漁具等償却費、通信運搬費等）
 - (2) 運行経費（人件費、燃料費、餌代、氷代、魚箱代、種苗・放流代、その他資材経費等）
- 2 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- 3 補助対象経費のうち、国、道、市又は、他の地方公共団体、公共的団体等から支援を受けるときは当該金額を補助対象経費から控除する。

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助事業に対する補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の3分の2以内とする。但し、最終的な事業実績の欠損の範囲内とし、補助事業者につき、その上限額は3,000万円とする。

(補助対象期間)

第7条 補助金の交付対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、申請のあった日の属する年度内とする。

2 補助対象事業を継続して支援する期間は5カ年度を限度とし、年度毎に事業の実証及び精算を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が別に定める期日までに交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(別記第2号様式)

(2) 収支計画書(別記第3号様式)

2 市長は、前項に定めるもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理し、その内容を審査した結果、補助金の交付を適当と認めたときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。この場合において市長は、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付を申請した補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に市長に申し出て申請の取り下げをすることができる。

(決定内容の変更)

第11条 補助金の交付の通知を受けた補助事業者が、当該補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。

(1) 補助対象経費の費目間における20パーセント未満の変更

(2) 当該事業の目的に変更をきたさない場合で、その事業量又は事業費についての20パーセント未満の変更

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、やむを得ないと認められるものに限り、承認するものとし、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告書)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに実績報告書(別記第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(別記第6号様式)

(2) 収支精算書(別記第7号様式)

2 市長は、前項に掲げるもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときはその内容を審査し、当該事業の成果が事業計画内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し通知するものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第14条 補助事業者は、当該事業に関し、費用の収支のほか、当該事業に関する書類及び帳簿を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保管するものとする。

(補助金交付の決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し又は既に交付した補助金(過年度実施分も含む)の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 補助金を他へ流用したとき
- (3) その他不正の行為があったとき

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反し使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。